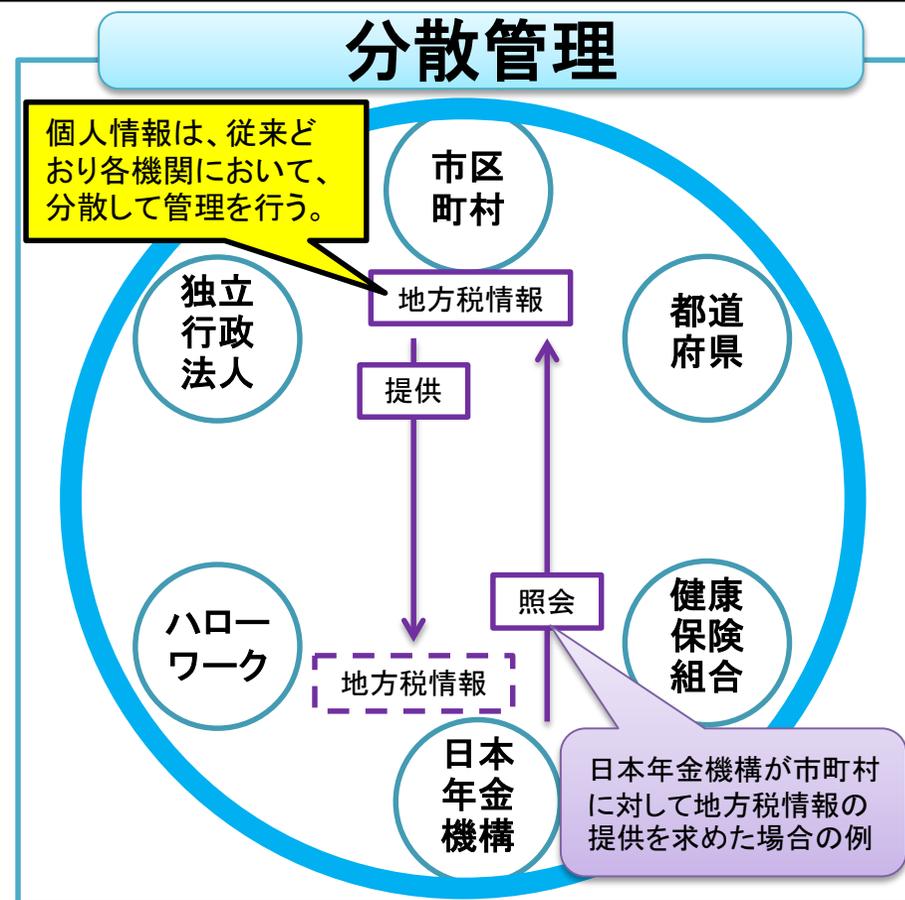
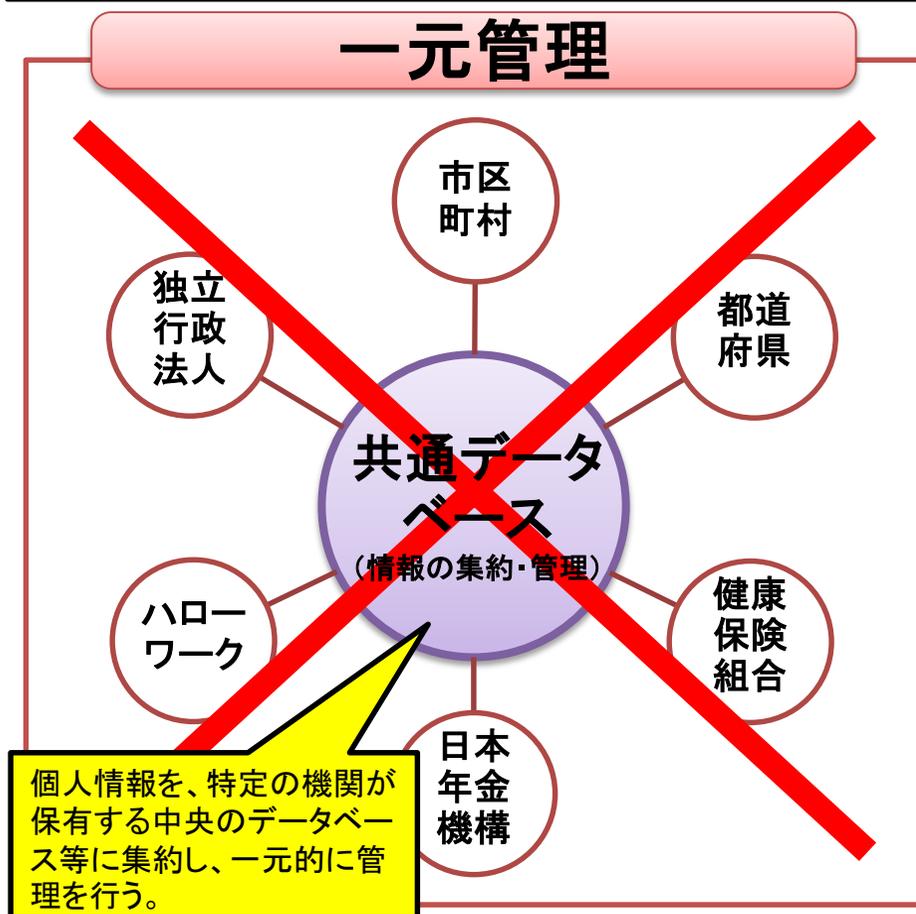


マイナンバー制度における個人情報の管理（分散管理）

- ✕ マイナンバー制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『**一元管理**』の方法をとるもの**ではない**。
- マイナンバー制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、マイナンバー法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『**分散管理**』の方法をとるものである。



マイナンバー制度における情報連携

○各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類(住民票、課税証明書等)を省略可能とするなどのため、マイナンバー法(※)に基づき、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行う。

(※) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(2013年法律第27号)

1. 経緯

- ・2013年5月 マイナンバー法公布
- ・2015年10月 国内全住民に付番
- ・2016年1月～ 国税・地方税・社会保障関係手続(年金関係を除く)において利用開始
- ・2017年11月～ 情報連携の本格運用開始(約850手続)
- ・2018年10月～ 情報連携の拡充(約1,200手続)
- ・2019年7月～ 年金関係手続の情報連携の本格運用開始(約2,050手続。2022年10月現在:約2,300手続)

2. 情報連携の概要

住民票関係情報(続柄など住民票に記載される基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)以外の情報)

- ⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、世帯が同一であるかの審査に利用。
- ⇒住民が申請する際、住民票の写しが不要に!

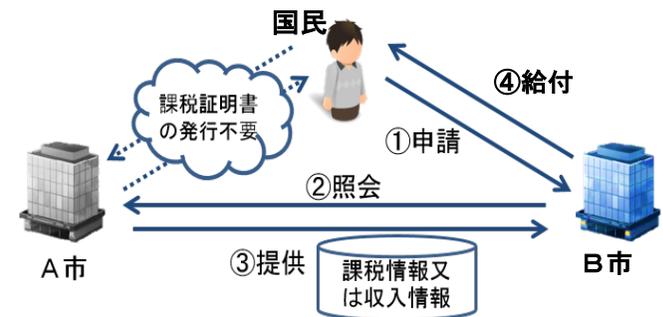
- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 健康保険法による保険給付の支給に関する事務 等

地方税関係情報(住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報)

- ⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、所得要件の審査に利用。
- ⇒住民が申請する際、課税証明書等の証明書類が不要に!

- 児童手当法による児童手当の支給に関する事務
- 介護保険料の減免の申請に関する事務 等

【事例】児童手当の申請(A市からB市に転居した場合)



情報連携の現状 《2017年7月18日以降の情報提供件数》

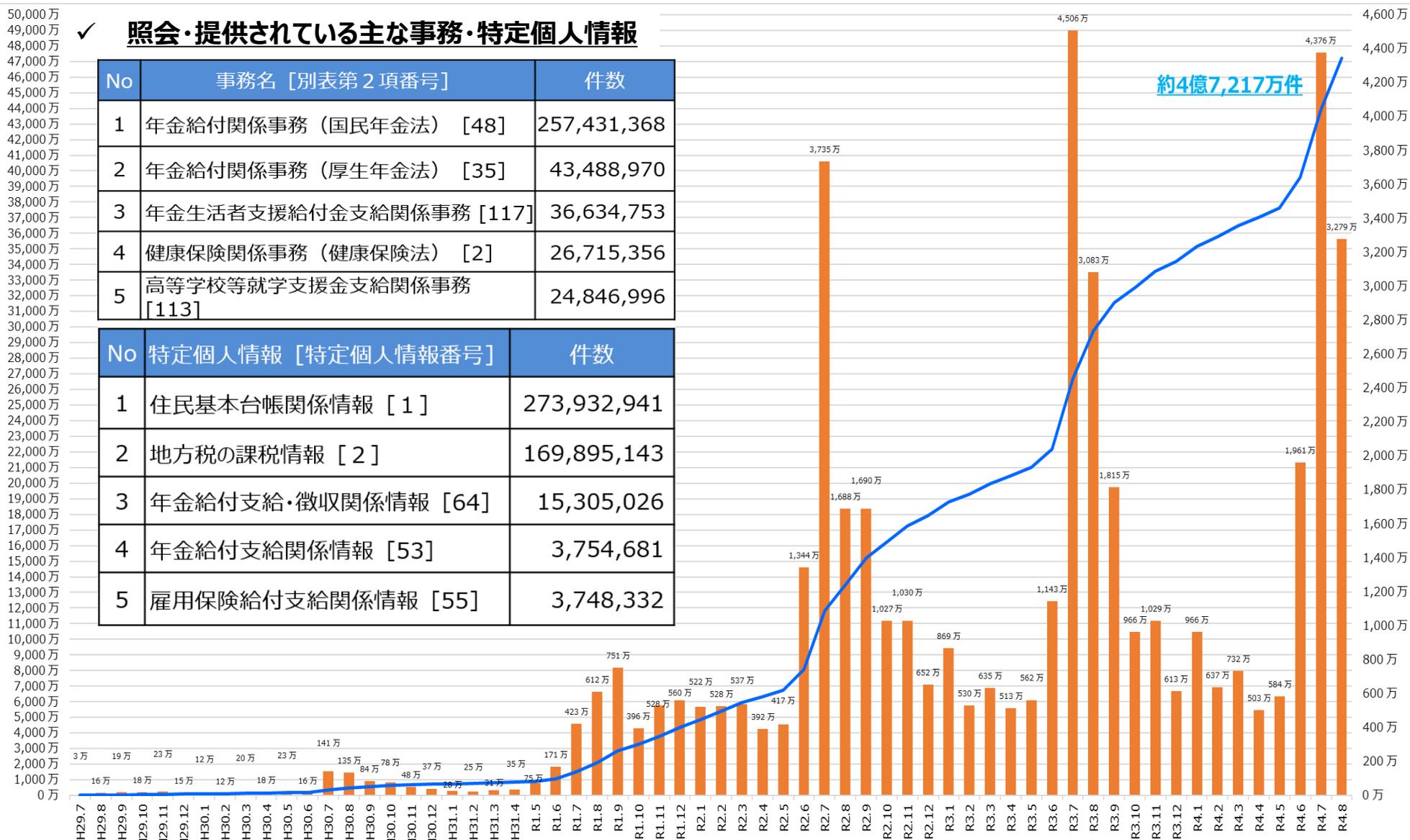
【累計】折れ線グラフ

【月ごと】棒グラフ

✓ **照会・提供されている主な事務・特定個人情報**

| No | 事務名 [別表第2項番号] | 件数 |
|----|------------------------|-------------|
| 1 | 年金給付関係事務 (国民年金法) [48] | 257,431,368 |
| 2 | 年金給付関係事務 (厚生年金法) [35] | 43,488,970 |
| 3 | 年金生活者支援給付金支給関係事務 [117] | 36,634,753 |
| 4 | 健康保険関係事務 (健康保険法) [2] | 26,715,356 |
| 5 | 高等学校等就学支援金支給関係事務 [113] | 24,846,996 |

| No | 特定個人情報 [特定個人情報番号] | 件数 |
|----|--------------------|-------------|
| 1 | 住民基本台帳関係情報 [1] | 273,932,941 |
| 2 | 地方税の課税情報 [2] | 169,895,143 |
| 3 | 年金給付支給・徴収関係情報 [64] | 15,305,026 |
| 4 | 年金給付支給関係情報 [53] | 3,754,681 |
| 5 | 雇用保険給付支給関係情報 [55] | 3,748,332 |



(参考) 『デジタル社会の実現に向けた重点計画』 抜粋 (令和4年6月閣議決定)

第6 デジタル社会実現に向けた施策

1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

(3) マイナンバー制度の利活用の推進

① マイナンバー制度における情報連携の拡大

マイナンバーの利用や情報連携については、行政側の都合や行政縦割りの従来の発想ではなく、徹底的に国民視点（利用者視点）に立って、セキュリティの確保や個人情報保護の確保を図ることを前提に、「国民にとって利便性を感じてもらうこと」を第一に考えるべきものである。この考えは、従来の、社会保障制度・税制・災害対策の分野から利用範囲を広げることについて国民の理解を得るためには、特に重要となる。

この方針の下、トータルデザインの目指す姿に則すことを前提に、令和3年（2021年）の調査結果も踏まえ、令和4年（2022年）に、縦割りの行政事務分野の発想ではなく、①マイナンバーを利用することにより、国民自らが自己の情報や権利を証明することにより、正確かつ公正で便利な社会経済活動を行うことができるようにする観点や、②本人の状況に合った行政サービスを楽しむことができるようにする観点等、国民視点に立って、マイナンバーの利用や情報連携の範囲の在り方を考える必要がある。

よって、令和4年（2022年）から、デジタル庁を中心に、これらに関係する行政手続等の横串での精査を行い、上記の各制度を所管する関係府省庁においてマイナンバーの利用や情報連携を前提とした個々の制度等の業務の見直しを行いつつ、マイナンバー法の規定の在り方と併せて、マイナンバーの利活用の推進に向けた制度面の見直しを実施する。

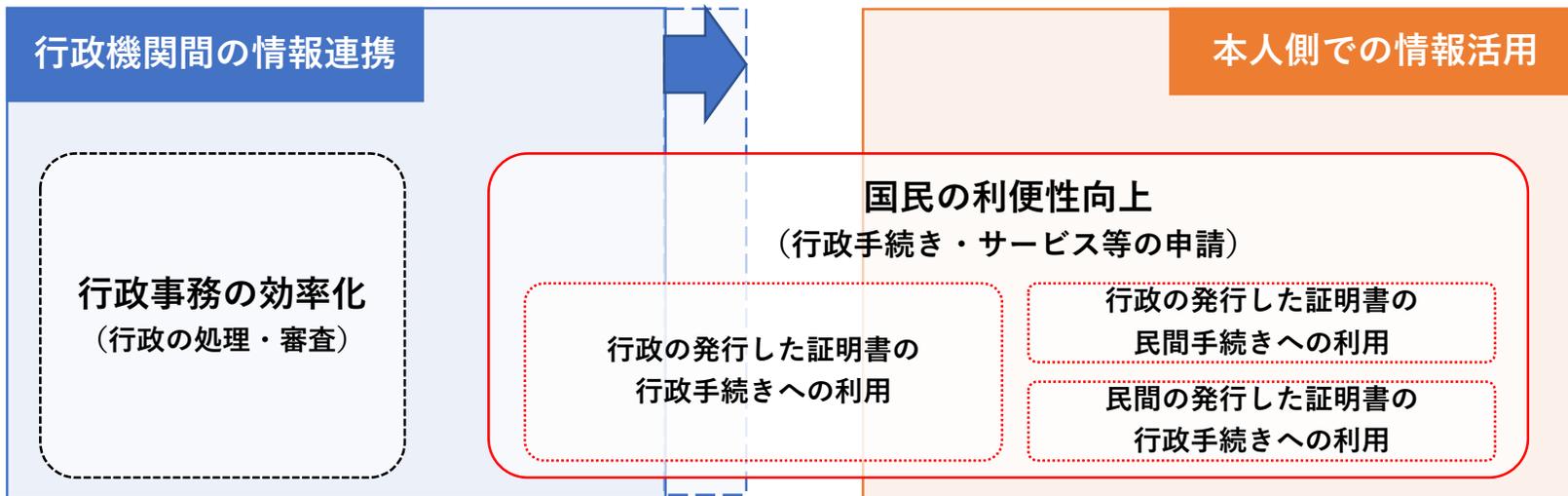
これまでに把握されている課題から、①年金などの社会保障制度や税制、災害に関する事務（例えば災害弔慰金に関する事務）など現行制度におけるマイナンバーの利用を改めて徹底するほか、②日本国内に中長期在留する外国人に関する行政手続の事務、社会保障制度や税制以外における国家資格等のデジタル化に寄与する事務（例えば保有者数の多い資格等や多くの行政手続に代理などで関与する資格等として、教員や行政書士などの資格等に関する事務）、海外に在住する在留邦人に対する行政手続の実施、このほか個人に関する属性情報を併せて登録管理しその情報の変更ごとに個別の手続等を要している事務など（例えば自動車登録に関する事務など）について、検討の具体化を進め、従来のマイナンバー利用事務からの拡大を図り、利用者のアクセシビリティを確保しつつ、デジタル完結を図る。これを前提に、各制度を所管する関係府省庁においても、国民にとって利便性を感じてもらうべく、その業務の在り方の見直しを進める。なお、トータルデザインに基づく本人を介した官民の情報活用では、現在のマイナンバー制度におけるマイナンバーやマイナンバーカードのそれぞれの役割や活用方法を踏まえて位置付けを整理する。

その上で、国民の理解を得つつ、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施し、令和6年（2024年）以降にシステム等の整備を行い、令和7年度（2025年度）までに新たな制度を施行することを目指す。

マイナンバーを用いた行政機関間の情報連携のさらなる推進

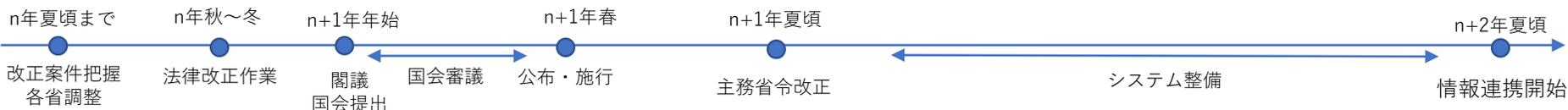
- マイナンバー制度の成立以降、社会保障制度や税制等において、公平・公正な社会を実現しつつ、国民の利便性向上、行政事務の効率化を目的に、行政機関間における情報連携を拡大。
- マイナンバーを用いた情報連携の推進について、従来の社会保障・税・災害対策の分野からマイナンバーの利用範囲を拡大する。

情報活用のための枠組み（これから）



- マイナンバー法の規定の在り方を見直すなど、情報連携の迅速化を図る。
- 具体的には、情報連携に必要な項目の一部を法律ではなく政省令で定めることで、新規で情報連携を行うために必要な期間を短縮する。

新規で情報連携を行うために必要な期間（現行）



国民の理解を得つつ、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施。